

令和4年2月10日(木)午前9時30分より、2月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)  
議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)  
議案第4号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和4年3月10日(木) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は12番、13番の方をお願いします。

事務局 佐々木 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名12番、13番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外3名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は倉庫になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。運送業の協同組合が流通業務施設として倉庫を県道の沿道の区域内に設置されるため、例外的に許可可能となります。雨水はU型側溝を新設し、南側の接合柵から既存の水路に放流される計画です。給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としてはL型擁壁を新設する計画です。また、県道からの出入り口には両筑土地改良区の地上権が設定されている土地があり、コンクリート舗装の橋をかける計画で町建設課及び両筑土地改良区と協議されています。資金計画、見積書等は確認しております。倉庫の中には園芸用資材を収納する計画となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 1月20日に行政書士から申請内容の確認を依頼され、現地等を確認し、気になることは役場に相談しております。妥当かなと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 生活雑排水がなしとなっていますがトイレなど何も設置しないのでしょうか。

事務局 辻 事務局からも確認をしましたが、倉庫のみの建設で、常駐するような従業員はおらず事務所なども設置しないとのことでした。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私から質問させていただきますが、園芸用資材とはどのようなものですか。

事務局 辻 園芸用ネットやシート、支柱、苗箱、枕木、プランター、園芸用肥料などを収納する計画となっています。

議長 柳 他に皆さんから意見などありませんでしょうか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であるため、第1種農地判断となります。図面上の西側の道路に面する箇所は農地転用がなされ、現在2棟の自己用住宅が建設されています。雨水は北側に側溝を新設し、北側の道路側溝に放流する計画です。上下水道も北側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。北側町道には転落防止柵が設置されていますが、出入り口部分の撤去について町建設課との協議がなされています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

- 3 番 平田委員 1月21日に行政書士から申請内容の確認を依頼され、一緒に現地確認をしました。田と田の間に住宅ができることについては問題ないのでしょうか。
- 事務局 辻 集落接続によるもので、北側の道路の向かい側は宅地になっており、西側の隣接部分は雑種地にもなっていますので転用可能ではあります。
- 12 番 秋吉委員 雑種地はどこに入っているのですか。一面更地のようになっていたようですが。
- 事務局 辻 申請地西側の細い縦長の箇所が雑種地となっています。
- 6 番 久保委員 地目は田となっているようですが、見たところ盛土をしているのではないですか。
- 事務局 野口 この一帯は過去に農地改良の申請がなされており、盛土をして畑にされ耕作はされていたようです。
- 3 番 平田委員 最近は耕作されていませんが、一時期はトウモロコシの苗とかは植えていました。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
- それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

- 事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。
- 申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は北側に溜桝を新設し、北側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は西側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2～5段及びL型擁壁を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。大雨で浸かってしまう土地でもありますので、住宅部分については1m程盛土をする計画になっています。また、南側にある農水弁の管について移設する計画となっていますが、この施設自体は本家の田んぼに水を流すための施設となっており、県や土地改良区などの公的なものではなく、私的なものとのことです。
- 議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが、この箇所は去年の8月の豪雨では水がたっぷり浸かっていました。トラクターなども通れないくらいでした。皆さんから何かありませんか。なければ私から1点だけ質問ですが、北側の宅地と申請地の所有者が違うみたいですがどうなっているのでしょうか。
- 事務局 辻 宅地部分は祖父の名義のまま、申請地の農地の部分だけ相続をしているとのこと。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
- それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の近隣商業地域で第3種農地判断となります。菓子店の来客用及び従業員の駐車場が不足しているため、第3駐車場を整備する計画となっています。雨水は南側の既存の水路に放流する計画です。給水なし、汚水生活雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既存のコンクリートブロック3段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田5筆1, 402㎡の売買で反当り60万円になります。現在の耕作者が父親で申請者は耕作者の子になります。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 次の申請もそうですが、道路買収により農地が変な形で残ってしまっているところで、耕作はとてもしにくいところだと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田3筆403㎡の売買で反当り60万円になります。1番の所有者と兄弟の方になります。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

1番 森田委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については田1筆978㎡の売買で57万円になります。

2番については田1筆948㎡、畑1筆242㎡の売買で82万円になります。

3番については田1筆3,935㎡の売買で204万円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については①329㎡の田②1, 152㎡の田③434㎡の畑④347㎡の畑の4筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

16番 黒岩委員 鶴木の農地は水がなくて借り手がいないところです。管理田になっていて、草は刈っているようです。

議長 柳 あっせん委員は黒岩委員と松本委員の2名をお願いします。  
続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については下高橋と高樋の水害のない箇所での借入希望です。水稻・野菜を作付されたいそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は自分と久保委員の2名をお願いします。  
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。  
それではこれで全ての議事の審議を終わります。